

秋田県介護支援専門員連絡協議会 広報

【法人化に向けて～平成21年度総括～】 秋田県介護支援専門員連絡協議会 会長 福本雅治

平成21年度も残すところ1ヶ月余りとなりました。今年度も会員の皆様の多大なご支援ご協力をいただき、事業を展開して参りました。お陰様で、当初計画いたしました事業は、ほぼ予定どおり実施することができましたことに感謝いたします。

今年度最重点事業として取り組んだことは、相談部会を立ち上げ、個々の介護支援専門員の悩みや相談事に応じる体制を整備したことです。担当理事の他、会員9名を相談員として委嘱して全県下での対応を行っていきます。

また、会組織強化の一環として、法人化をめざし、理事会で研修や検討を重ねながら、NPO法人設立に向けて準備をすすめており、22年4月の設立を目標に県に設立認証の申請を行いました。

さらに、県との連携を図り、介護予防支援従事者研修の委託を受け、研修部会が中心となり、研修の企画・立案により、12月3日に約270名の参加のもとに研修会を開催しております。

昨年度立ち上げた、調査研究部会では、施設系介護支援専門員実態調査を実施し、立ち遅れている施設介護支援専門員の処遇改善や業務改善に活かすべき基礎資料の作成をおこなっています。

決して、歩みは早くはありませんが、一步一步着実に進歩しているものと認識しており、今後も皆様のご協力、ご支援をいただき、力を合わせて前進していきたいと考えています。

日本介護支援専門員協会の年会費が値上げされたことにより、当協議会の会員も若干減少は見られたものの、約1000名の会員を有し、全国的にみると比較的高い会員組織率を維持できておりますが、介護保険制度の要として、また介護保険制度を成熟させていくためには、より多くの仲間が必要です。どうか、地域での会員の発掘や入会への働きかけには一層のお力添えをお願いいたします。

【目次】

【法人化にむけて～平成21年度総括～】秋田県介護支援専門員連絡協議会会長 福本雅治	1
【報告】法人化への取り組みについて	2
『ケアマネジャー相談窓口』開設のお知らせ	3
『ケアマネ談議』～特定事業所加算～	4
【研修報告】	6
【ケアマネペンリレー】	9
「日本介護支援専門員協会」ホームページ便り	10
<各地区インフォメーション>	14
【お知らせ】秋田県健康福祉部長寿社会課	16
【お知らせ】(財)秋田県長寿社会振興財団(LL財団)	18
事務局便り(理事会・部会報告等)	19

【報告】法人化への取り組みについて

すでに通知があった通り、「秋田県介護支援専門員連絡協議会」では今年度の事業計画の中で、法人化取得研究を重点事項として位置づけ、6月開催の総会后、正副会長会議や理事会において議論を重ねてきました。昨年12月3日には、県生活環境文化部 鈴木 覚士 主査より、特定非営利活動法人設立についてのご指導をいただき、今年4月1日設立に向けての準備を進めています。

以下、法人格取得の背景、今後のスケジュール等をお知らせいたします。

■法人格取得の背景

- 介護支援専門員が、介護保険制度を利用者主体の制度として確立し、そして、制度を成熟させていく役割を担っていくためには、組織として社会的信用を高めていく必要がある。
- 介護保険制度が必要不可欠な制度になるためには、広く県民への啓蒙普及を図り、制度への理解を深めていかなければならない。

■特定非営利活動法人格取得へ

- 「秋田県介護支援専門員連絡協議会」を「特定非営利活動法人秋田県介護支援専門員協会」として改編する。
- 社会的責務を担い活動の健全な発展を促進する。

■これまでの経過とスケジュール

平成21年12月26日	設立総会開催
平成22年1月6日	県に特定非営利活動法人設立認証について申請・書類提出
平成22年3月6日まで	縦覧期間
3月23日頃	認証決定予定
3月28日（日）	臨時総会 午後1時 秋田県社会福祉会館
4月1日	法務局で設立登記 設立登記完了の届出

■その他

- 今年度「秋田県介護支援専門員連絡協議会」の会員は、法人化後、自動的に「特定非営利活動法人秋田県介護支援専門員協会」会員となる。
- 今年度「秋田県介護支援専門員連絡協議会」の会員は、入会手続きは不要。



【ちょっと解説】 「NPO」とは？

「NPO」とは、「Non Profit（利益・利潤・得） Organization（組織・構成・編成）」の略称で、ボランティア活動などの社会貢献を行なう、営利を目的としない団体の総称です。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格（注1）を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。法人格の有無を問わず、様々な分野（教育・文化・まちづくり、環境、国際協力）などで社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。（注1）法人格：個人以外で権利や義務の主体となりえるもの

市民が行なう自由な社会貢献活動は、行政による監督ではなく、市民によってチェックされるようにという考えから、NPO法では法人の情報公開を義務付けるとともに、縦覧・閲覧制度を取り入れています。ちなみに秋田県で認証している法人数は平成22年2月2日現在で240法人です。

『ケアマネジャー相談窓口』開設のお知らせ

本会は、個々のケアマネジャーの抱える問題や悩みについて相談・助言することにより、ケアマネジメントの質的向上を図ることを目的として、ケアマネジャー相談窓口を設置しています。県相談部会の相談員が、皆様の相談に秘密厳守・無料に対応します。是非、ご活用ください。

1 相談受付方法（電話、FAX、E-mail）

- ・会員の方は、当会の会員番号をお伝えください。
- ・FAX、E-mailは、24時間365日受け付けますが、回答には一週間程度かかります。余裕をもってご相談ください。
- ・FAXでのご質問の際はなるべく所定の様式をお使いください。また、E-mailの場合もFAX様式項目で記載してください。

2 各地区相談員

- ・相談員一覧

組 織 名	氏 名	所 属
県北地区 介護支援専門員協議会	兎 澤 美佳子	鹿角市地域包括支援センター
	松 橋 恵 子	北秋田市社会福祉協議会 あいかわ地域福祉センター
	畠 山 妃美子	二ツ井地域包括支援センター
中央地区 介護支援専門員協議会	佐 藤 哲 彦	特別養護老人ホーム偕生園
	鈴 木 信 久	飯田川居宅介護支援センターわかば園
	清 水 由美子	清水社会福祉士事務所
	大 滝 和 枝	本荘市指定介護支援事業所
県南地区 介護支援専門員協議会	小 原 秀 和	なごみ居宅介護支援センター
	鈴 屋 和 基	秋田県南部老人福祉総合エリア 居宅介護支援事業所
	佐々木 尚 敏	羽後町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所

- ・相談員は、事業所のご協力をいただいて業務のかたわら相談業務を担っております。不在の場合や電話の時間帯などを考慮していただければ幸いです。

※ 相談員は、皆様のご相談については、秘密厳守いたします。

3 相談対応の内容

- ・ケアマネジャー業務（給付管理、契約、申請代行等）に関する質問
- ・ケアマネジメントに関する技術的助言・指導
- ・苦情処理、リスクマネジメントに関する相談指導
- ・その他ケアマネジャー業務遂行上の悩み相談

4 相談に対する回答

- ・回答には、一週間程度かかります。
- ・ご希望いただいた回答方法で回答いたします。記載のない場合には、FAX送信をいたします。
- ・また、相談の内容によっては、秋田県長寿社会課の介護保険班へのご質問やご回答をいただくことから、さらに時間が必要になる場合もありますのでご了承ください。

（相談員連絡先等の詳細は、同封の資料をご覧ください。）

『けあまね談議』～特定事業所加算～

A子さん：女（2人事業所：特定加算無し）
C太郎さん：男（5人事業所：特定加算Ⅰ）

B美さん：女（3人事業所：特定算定Ⅱ）

A子さん：今年度は、居宅介護支援事業所で特定事業者加算Ⅱを取得した事業所が多いと思います。皆さんのところでも算定していますが、算定基準を満たすのは大変ではないですか？

C太郎：結構大変ですが、私のところでは、特定事業者加算Ⅰを算定しようと考えています。ただ、皆さんにちょっと聞いてみたいのは要介護度3～5の割合が50%以上であるという要件についてです。重度者の方々は、身心状況も安定しているという印象もあります。軽度者に比べて一概に援助が大変ともいえないと思うのですが。

B美さん：そうですね。少なくとも、軽度者だから支援が楽ということは、まずないと思います。軽度者の方々は、独居や高齢者世帯の方々であることが少なくないですよ。たとえば、独居加算という加算が設けられていますけど、同じ独居世帯・要介護度でも、必要とする援助の量っていうのか、種類っていうのか異なりますしね。

A子さん：そうですね。軽度者の方は比較的ニーズも色々と介護保険だけではまかなえない部分も多いように思います。あと、ケース全般をみてみると、要介護度に関係なく、ケアマネとしても訪問頻度の多い方とそうでない方はやっぱりいます。要介護者の生活に対する考え方や介護力などもケースによって様々ですね。ところで、特定事業者加算した後で、皆さんの仕事の内容に変化はありましたか？

B美さん：そんなに大きな変化はないのですが、私のところでは、皆で相談しあう機会が増えて情報交換できるようになったことですね。あとは、気持ちの面では少し引き締まったところがあります。

C太郎：どんなところですか？

B美さん：事業所の収入が25%程度増えて、その分しっかり頑張らなければという気持ち

ちもありますが、もっと地域に役立つ居宅介護支援事業所にならなければと考え始めています。特定事業所加算を算定したのであれば、ケアマネが一人だけの事業所や困っている事業所からも相談を受けられるような事業所にならなければならないと思っています。

C太郎：つまり主任ケアマネがいるからということですか？

B美さん：それもありますが、特定事業所加算を取得しているというのは、地域で模範的な居宅介護支援を行っていて、かつ主任ケアマネがいるので充分相談を受け付けられる機関だと思うのです。できれば「特定事業者加算事業所一覧」を公表し、地域のケアマネの相談窓口としての役割を担ってほしいのではないかと考えますが。

A子さん：ただ、居宅介護支援事業所の機能が向上したわけではなく、取得しやすい加算になったという理由で、つまり経営面を主に考えて取得している事業所も多いでしょう？

B美さん：それは現実面としてあるかもしれませんが、ただ、何のための加算なのか？何のために主任ケアマネがいるのか？特定事業所加算の意味が収入面だけになってしまうように思うのです。せっかく主任ケアマネがいて特定事業所加算を算定しているのであれば、もっと地域ケアに目を向けてもいいのかなと思います。

C太郎：地域ケアは大きなテーマですね。たとえば、地域包括支



援センターに主任ケアマネが配置されていますが、地域包括支援センターはどちらかというところ公的機関です。民間の居宅介護支援事業所の主任ケアマネとは位置づけが少し違っても思われますがどうでしょうか？もうひとつ、主任ケアマネに求められる役割としてスーパービジョンがあります。私自身も主任ケアマネ研修を受講し、一番印象的だったのは、スーパービジョンを実践しなければならぬというプレッシャーというか、「自分にできるだろうか」という疑問を感じたことです。

B美さん： もしかすれば記憶違いかもしれませんが、ケアマネや居宅介護支援事業所には「社会資源の開拓」という役割もあったと思います。つまり、包括も居宅もどちらも公の性格を持っているということです。地域のケアマネも社会資源の一つであり、アプローチの仕方は異なると思いますが、介護支援専門員に対するスーパービジョンを行なうという点では一致しています。

C太郎： 主任ケアマネという制度がなくても既にスーパービジョンを行なっているケアマネはいました。ただ、今後は特定事業所加算を算定している事業所そして主任ケアマネがその自覚を持つべきだということですね？

B美さん： そうありたいと思っています。

A子さん： 特定事業所加算の算定要件は、利用者に対してよりよい居宅介護支援を行うために必要なこととしてあげられています。必要充分かどうかは別にして、この加算の意義は主に利用者に対して向けられているものではないのかな？ また、主任ケアマ

ネについて、事業所命令で取得したので私は自信がないという人もいないのでしょうか？

C太郎： 僕も自信はないですね。加算の要件はありますが3名以上のケアマネがいれば取得できるといっても過言ではない状況です。ただ、僕が思うに、一番クリアするのが大変なのは「運営基準の減算の適用を受けていない」という条件だと思っています。サービス担当者会議や毎月のモニタリングを適切に実践するのは今でも大変なことです。全ての利用者に対して、自立支援の観点からチームケアを実践することは、書類の作成も含めて相当なモチベーションと技術を要すると思っています。

B美さん： 私も思いますよ。やっぱり居宅介護支援は大変なもの。私の事業所では今まで相談を断ったことはないのですが、基本的に相談を断ることができないという運営基準もすごいことだなと思います。どんな困難事例でも引き受けなければなりませんから。その上で加算を取得して居宅介護支援を行なうのはやっぱり大変！ 加算取得後も給料はそんなに上がらないし（苦笑）、モチベーションも簡単には上がりません。

A子さん： 困難事例は、一人ケアマネの事業所では大変だと思いますよ。何人かケアマネがいれば、すぐに互いに相談し合えるし、様々なケースを参考にし合えるけど。

C太郎： 困難事例が続けば、一人事業所だとプレッシャーで潰れてしまうかもしれないですね。身近に相談できる事業所があればいいですけど。まずは、県のケアマネ相談窓口に期待してみましよう。



Column 「NAZONAZO&QUIZ」

- ① 遠慮がちな家具って何？
- ② りんご いちご みかん 手品に失敗したのは誰？
- ③ 社会教育法に定められた社会教育施設で、住民のために実際生活に即した教育、学術及び文化に関する各種の事業をおこなうことによって住民の教養の向上や健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興と社会福祉の増進に寄与することを目的として市町村の一定区域に設置されている施設を漢字3文字で何と言う？
(答えはどこかに・・・ありますよ。)



【研修報告】

各地区で行われた研修を紹介します。研修は、地区を超えて受講することができます。所属以外の地区の研修にも、ぜひ参加してみてください。

県北地区介護支援専門員協議会 第2回研修会

「認知症の人の生きることへの支援」

講師：株式会社大起エンゼルヘルプ

クオリティーマネジャー 和田 行男 氏

日時：平成21年9月5日（土）

14:00～16:30

参加者：258名

場所：秋田看護福祉大学（大館市）

かの有名な和田行男先生を大館市にお招きして、第2回研修会を開催いたしました。総勢258名の参加がありました。その研修会での色々な話の中で、和田先生から参加者へこんな質問がありました。

「認知症」とは何ですか？

「・・・」

「認知症」の説明は様々です。こんなに有名な病気

なのに、会場には専門職が揃っているはずなのに説明が明確にできない、これはとても問題



なのではないかということでした。

また、いつも認知症の方々のいわゆる問題行動ばかりに目がいき、そのことばかりをどうにかしようと考えている専門職が多いように思うとも仰っておられました。

「その方の生活とは？」

「その方の想いとは？」

専門職は、ふと立ち止まり、「その方がそこにいる意味を作ることがを努力すること」が非常に大切だと。

なかなか難しい認知症ケア。これからも勉強していきたいと思えます。



県北地区介護支援専門員協議会 第3回研修会

「医療と介護の機能分担と連携」

講師：つばきさかクリニック

院長 椿坂 英樹 氏

日時：平成21年11月8日（日）

10:20～15:00

参加者：104名

場所：プラザ都（能代市）

平成21年11月8日、能代市内において第3回研修会を行いました。「医療と介護の機能分担と連携」というテーマで、県北地区の会員はもちろん、中央地区の会員の方々も参加して下さいました。参加者は104名でした。

午前中は、講師のつばきさかクリニック院長、椿坂英樹先生より、「往診活動を通して気付いたこと」と題して、講演して頂きました。



午後からは、医療と介護の連携

について、パネルディスカッションを行い、医師、ケアマネジャー、

地域包括支援センター、医療機関等、それぞれの立場から見た「医療と介護との連携と課題」について話し合われました。また、フロアからも活発な意見・質問が出され、有意義な研修となりました。

現場において関係者の連携不足が生じると、多数の「連携難民」が発生してしまいます。専門職が互いに多忙等といった理由から相談を行う時間が持ち難く、情報共



有が十分にできない状況が少なくないと思います。そういったことから、関係者が容易に情報交換や共有ができる環境づくりの一環として、地域医師会を通じて行う意見交換の場づくりや情報交換・共有の統一の方法、ルールを地域ごとに定める取り組みもポイントになってくると考えさせられました。

中央地区介護支援専門員協議会 第2回研修会 「ケアマネジメントに役立つ仕事術」

講師：ケアタウン総合研究所
高室 成幸 氏
日時：平成21年12月1日(火)
13:30～16:30
参加者：175名
場所：中央シルバーエリア 多目的ホール

ケアマネジャーの仕事力に必要なのは「チームマネジメント力」「セルフマネジメント力。今回はチームマネジメント力〔コミュニケーション、プレゼンテーション(説明力)、コーディネート、ファシリテーション(会議の技術)、ネットワーク、タイムマネジメント、アドミニストレーション(実務力)]を中心に、具体的な方法・手順を教えてくださいましたのでいくつかご紹介いたします。

《コミュニケーション》

- 言葉、文字、画像を態度・表情にのせて伝えるのがコミュニケーション。モニタリングにおける説明で、家族に対し、画像(静止画・動画)で知らせることも効果的。
- 予防プランでも、アセスメント領域はできていても、本人の意向が曖昧。聞き方に工夫が必要。例：「変わりないですか？」ではなく「朝食は食べましたか？」

《ファシリテーション(会議の技術)》

- サービス担当者会議でも、画像の活用は効果的。
- 利用者本人の言葉には重みがある。
- 何の目的で開催しているのか明確に。

《ネットワーク(会議の技術)》

- 「灯油とガソリンを間違えて引火させてしまう」「湯たんぽを電子レンジで爆発させてしまう」等のシンプルかつ命に関わる危険は介護サービスだけでは防ぎきれない。ガソリンスタンド、電気屋等といった地域の方々の力も消費者の高齢化にとって必要。

《アドミニストレーション》

- 「お忙し症候群」は仕事量も多いかもしれないが、「段取りが苦手」「先が読めない」「整理整頓が苦手」という共通点あり。事業所で仕事の方法をルール化する・デスクトップでのスケジュール表示(ファイルのネーミングは遊び心も)・スキャンできるコピー機の活用の工夫 etc...

(参加者の感想)

「実際の業務に役立つことを沢山教えていただきました。「ブラインドタッチができそうな気がします。」「もっと利用者のことを知りたくなりました。」「他、沢山の感想をいただきました。



県南地区介護支援専門員協議会 第2回研修会

『利用者様とのコミュニケーション ～スキルアップトレーニング～』

講師：東京女子医科大学看護学部人文社会科学系/同大学大学院看護学研究科
准教授 諏訪 茂樹 氏
日時：平成21年11月21日(土)
10:30～16:30
場所：よこてシャイニーパレス
参加者：98名

平成21年11月21日、横手市よこてシャイニーパレスで、東京女子医科大学看護学部人文社会科学系 東京女子医科大学大学院看護学研究科 准教授 諏訪茂樹先生を迎えて『利用者様とのコミュニケーション～スキルアップトレーニング』をテーマに研修会を行いました。インフルエンザが猛威を振るう中、約100名の参加をいただき、10:30～休憩を挟み16:30までと比較的長丁場の研修会でしたが、演習が

中心で、笑いも多く、短く感じられた一日でした。

先生の教えによると、研修における講演、講義では学ぶ側に伝わらないことが多くあるので、毎回実際に参加者から行ってもらう、ほぼ演習のみの研修を行っているとの事。ですから、この紙面で文章を並べても、実際に参加してもらわないと伝わらないこのもどかしさ…

簡単に内容を説明させていただきますと、まずは、メッセージを共有するコミュニケーションとして《ア行（母音）トーク》という演習がありました。二人一組になり片方が言葉を全てア行に置き換え相手に伝えるというもので、上手に伝わったペアの秘訣としては、『雰囲気で分かった』という簡潔な答え。吃音障害の方とのコミュニケーション法なのですが、聞き取るための熱意が重要であり、わかるまで何回聞き返しても失礼には当たらない。逆に一生懸命聞き取ろうとしてくれているのが伝わり、嬉しく感じる人のほうが多いとの事。ただし、聞き取れるための知識と技術も必要と教えていただきま

した。メッセージを確実に共有する方法として、「聞きやすい雰囲気を作る」

「聞き手の反応を確認しながら伝える」

「分かりやすく、短く伝える」

「相手の分かる言葉で」etc…二人一組になりいろんな演習を通じてたくさんの気づきがありました。

まだまだ伝えたいことはたくさんあるのですが、紙面では上手に伝えることが出来ません。これからも、楽しく学べる研修をモットーに、企画開催していきたいと思っておりますので、たくさんの方の参加をお待ちしております。

県内会員の皆様・・・

県南研修会へも、おざってたんしゃ！



●アセスメントの難しさについて考える●

ケアマネジメントのプロセスを踏まえて自立支援を目指すことは承知しているものの、プランがなかなか出来ない。これは多くのソーシャルワーカーが感じていることです。特に介護支援専門員に求められる守備範囲は限りなく広い！たとえば転倒による頭部の打ちつけを防止するためにヘッドガードを家族が希望するも、本人はヘアスタイルとファッションにこだわりがあり着用を拒否。正確なアセスメントを行なっているがために、そこでどうするか判断がすぐに導き出せない、またはプラン化できないという悩みでいったん留まるケアマネやチームは多い筈です。ファッションに合ったヘッドガードをオーダーメイドで作るか、家族にヘアスタイルのスタイリングを学んでもらうか等々、色々相談し合って決めていくしかないのは、おおげさのようですが、人生の選択自体に難しさがあるからかもしれません。煙草を止めるか、止めないで小遣いの減額に甘んじるか・・・というように日常においても選択に困ることは少なくありません。個人の選択も難しいし、かといってチームで選択することが必ずしもよいというわけでもない。やはり、ケアマネジメントのプロセスは、よいチームを作って、皆で悩み留まりながら進めていくものだ、しっかり悩めるように、ケアマネとしての引き出しとチームの引き出しを多くしたいと研修会で感じた次第です。



Column「車の思い出」

10年間乗っていた車が壊れた。介護保険がはじまった年に買った車だ。修理すればまだ乗れると思ったが買い換えた。勝手に「この車は海外に行くのだな」と感じたので、あわてて携帯カメラに収めた。保育園児の三男は、車と別れたくないと言った。長男と次男も寂しそうに見送っていた。思い出をいっぱいくれた車だったから。今は茅ヶ崎市から来た新しい中古車が家の前で雪をかぶっている。慣れない寒さに耐えているかのように。



ケアマネ・ペンリレー



「医療と介護をつないで……」

由利本荘市社協 岩城居宅介護支援事業所

管理者 木原由美子さん

いきなりですが、最近ちょっと凹んだことがありました！

- ・高齢者夫婦世帯で介護者が入院したため、紙おむつの支給が停止になったこと。
- ・お金を出して家族のために新しい家を建てたのに家族が施設入所を勧めていること。（本人はずっと家に居たいのに……）
- ・要介護1で訪問介護を週に5回利用していた方が更新で要支援2となり変更申請も却下されてしまい、いろいろ説明したときに泣かれてしまったこと。

でも、ここに書きたかったことはこんなことではなく、気を取り直して……

いつも本荘由利地区は医師との連携がとれていいね……と言われますがこのことについて少しふれてみたいと思います。本荘由利介護支援専門員連絡協議会は介護保険が始まってまもなく、当時介護支援専門員の指導者だった金病院の金直樹先生と作業療法士の石川佐智子さんが先頭に立ち、連絡協議会の立ち上げに大変ご尽力くださいました。この二人なくしては今の連絡協議会はなかったかもしれないのです。

お二人は連絡協議会が立ち上がってからも賛助会員ということでずっと関わってくださいました。石川さんは、今は正会員です。金先生は由利本荘医師会の副会長でもあり、医師会の活動として毎年のように介護支援専門員との意見交換会や、医師だけでなく看護師、薬剤師、歯科医師、介護支援専門員など皆が参加できる在宅医療研修会を開催して下さっています。

今年度は報酬の改正に伴い、独居や認知症の加算、医療連携加算の情報交換と、受診の際に家での様子がわからないのでケアマネについて来てほしいとお話もいただき、介護支援専門員の名簿と医療機関別の介護保険担当者の名簿を交換したり、なかなか会うことができない先生方に対してのペーパーカンファレンスの様式の周知を改めてお願いしたりしています。まだまだ総合病院からの理解を得られないこともあります。病棟から直接ケアマネに電話が来ることも多くなっています。




今後もお互いに情報を共有しながら利用者とその家族のために医療と介護をつないでいきたいと思います。

木原さん、ありがとうございました。

次は、県南地区から


いなかわ福祉会 居宅介護支援事業所 阿部総雄さんです。

「日本介護支援専門員協会」ホームページ便り

 日本介護支援専門員協会では、昨年12月18日に、都道府県支部長会議を開催され、秋田県支部から福本会長が出席しました。「会費の納入が滞っている」という、運営において深刻な課題について議論があったようです。メールマガジンによると、「12月17日現在、41,513名の会員登録があるのに対し、年会費を納入している人は25,273名、60.9%にとどまっています。（No.97より）」とのこと。

会費の納入は、お済みでしょうか？

会費を支払ってくださっている会員のメリットを守る為、携帯版メルマガの転送・転載も原則出来なくなりました。今回は、協会の了解を得て、PC版メールマガジンの「お知らせメニュー」と記事の一部を掲載させていただきます。過去のメールマガジンは、協会ホームページからログインするとご覧になれます。

会費未納の方は、速やかに納入してくださいませよう、よろしく願いいたします。
(秋田県介護支援専門員連絡協議会 広報部会) 

★*:。★*:~———— 2009.8.11 ————No.87

1. 行政のうごき（認定調査員テキスト2009改訂版のご連絡）
2. 平成21年度「消費者問題出前講座」のご案内

★*:。★*:~———— 2009.9.18 ————No.88

1. 調査協力をお願い！
2. 新型インフルエンザ対策について
3. 行政のうごき
4. 介護支援専門員賠償責任保険のご案内（今年度第2次募集受付中）
5. 斡旋書籍のご案内（会員価格あり）

★*:。★*:~———— 2009.10.5 ————No.89

1. 新型インフルエンザ対策について
2. 行政のうごき（処遇状況調査協力をお願い）
3. 生涯研修体系アンケート調査協力をお願い
4. 若年性認知症コールセンターの開設について

★ 10月1日より、若年性認知症の電話無料相談がはじまりました。昨年度厚労省で行った「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」の報告に基づくもので、認知症対策等総合支援事業の一環です。

○窓口番号：0800-100-2707
(フリーダイヤル)

○開設時間：月曜日～土曜日（年末年始・祝日除く）

10:00～15:00

○運営主体：社会福祉法人仁至会
認知症介護研究・研修大府センター

★*:。★*:~———— 2009.10.16 ————No.90

1. 行政のうごき（3つのお知らせがあります）
2. 介護の日フォーラム開催のお知らせ

★*:。★*:~———— 2009.11.2 ————No.91

1. 平成22年度 税制改正・予算にあたっての要望書提出
2. 各種調査への協力をお願い
3. 行政のうごき（中医協再開）
4. 福祉用具事故情報

★ 福祉用具の事故情報と製品安全情報の入手先をお知らせいたします。利用者さん自らがこれらの情報入手することは、なかなか困難だと思われるので、介護支援専門員の皆様にご留意いただければと思います。

○ 日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）ホームページ <http://www.jaspa.gr.jp/>

★ この情報の価値は「現場で生かされてこそ」なのだと思いますが、たくさんの情報の中から利用者さんが使用している用具とどう突き合わせるのか、現実的には情報の活用法としては難しいこともあるかもしれません。当協会では、せつかくの情報を無駄にしないために、JASPAの担当者に介護支援専門員がより活用しやすくなるための工夫をお願いしたところ同様の認識をお持ちで、考慮して頂けるのとことでした。

★ 会員の皆様も様々な情報提供について良い案がありましたら、ご提案ください。

5. 高齢者の見守り・SOSネットワークを築こう！
6. NHK教育テレビ「あしたをつかめ」番組お知らせ
7. 「生活習慣病対策展2009」のご案内

★*:。★*:~———— 2009.11.12 ————No.92

長妻大臣はケアマネのことを心配していました。介護の日のフォーラムの記事をご覧ください！

1. 行政のうごき（介護の日フォーラム、行政刷新会議）

2. 福祉用具事故情報

★ 消費者庁が11月6日に公表した消費生活用製品の重大製品事故うち、介護ベッドに係るものがありますので、お知らせします。

★ 介護支援専門員の皆様には、下記の情報をご確認頂き、利用者さんが当該製品を利用されている場合、速やかに1ページ目「6. 特記事項」に記載されております処置を講じるなど、再発の防止を徹底いただきますようお願いいたします。

○経済産業省 製品安全ガイド

http://www.meti.go.jp/product_safety/download/kouhyou091106_1.pdf

★*:。★*:~———— 2009.11.17 ————No.93

☆★☆☆ 事業仕分けの速報 ☆★☆☆ 1. 行政のうごき【行政刷新会議 事業仕分け】

★介護支援専門員資質向上事業・見直し(予算半額)

★介護サービス適正実施指導事業・自治体又は民間へ移管

★*:。★*:~———— 2009.11.20 ————No.94

1. 行政のうごき（2つのお知らせがあります）

★全国地域包括ケア推進会議

★行政刷新会議 事業仕分け「介護予防事業」

★*:。★*:~———— 2009.12.2 ————No.95

1. 当協会 長妻厚労大臣に意見書提出

2. 行政のうごき（高齢者医療制度改革会議）

★*:。★*:~———— 2009.12.11 ————

No.96

1. 当協会主催 施設ケアマネジメントフォーラムのご案内

2. 行政のうごき（2つのお知らせがあります）

・中医協でケアマネと医療機関の連携を議論

・ICF会議の報告とシンポジウム（参加無料）のご案内



★*:。★*:~———— 2009.12.21 ———— No.97

1. 当協会 都道府県支部長会議のご報告

★ 12月18日、当協会は本年度第2回都道府県支部長会議を開催しました。年間計画では1月に開催する予定になっていましたが、都道府県支部長又は代理出席される方の調整をお願いして1ヵ月前倒しで開催しました。

その大きな理由は、会費納入が滞っているためです。当協会の会費は毎年6月が納付期限で、会費によって健全な組織運営が行えるように年度計画を立てています。しかし12月17日現在、41,513名の会員登録があるのに対し、年会費を納入している人は25,273名、60.9%にとどまっています。

★ 会費を納入されていない方は、速やかな納入をお願いいたします。

★ 今週発送するJCMAだより第6号は、当協会において会費の納入が確認されている会員さんのみに配送いたします。また、今後会員の皆様にご直接受けて頂くべきサービス（メールマガジンの受信、ホームペ

ージの会員専用ページの閲覧）についても都道府県支部の意見を伺いつつ、順次同様の措置を執らせて頂く予定です。つまり、メールマガジンの受信と、ホームページの会員専用ページ閲覧ができなくなるということです。これは、会費を納入された方と未納入の方との公平性の観点からの対応であり、この日の会議で協議を頂いた事項の一つです。ご理解・ご協力をお願いいたします。

★ 木村会長は冒頭の挨拶で、「今年度の会費を集めるための対策をどうするかという議論を1月に行っても年度内に間に合わないことを総務担当役員と判断して、師走の最中に集まって頂いた。一緒に組織作りをしていく一環として、会員管理と会費の徴収は一体であるので、協議をして一緒に行っていきたい」と述べました。

★ 続けて、5月に開催した第1回会議以降の動きとして「政権が代わり、当協会会員から国会議員が誕生した。福島県支部に所属する山口和之さんが政権与党である民主党の議員として当選し、衆議院厚生労働委員会の委員として私達の考えも代弁して頂けるという立場で活動している。

政策議論も始めたところであり、常々話しているように、政権与党としっかり話をしていくことを行っていきたい」と話し、長妻厚生労働大臣への意見書の提出をしたこと、また、いわゆる陳情方法も変わったことから様々な角度で政権与党にお願いをしている実態を説明しました。

★ さらに、組織率の重要性について「協会（イコール介護支援専門員）の組織率を問われた場合、都道府県協会の会員が何千人いたとしても、都道府県ごとの現在の日本協会の会員数でしか報告ができない、都道府県協会と日本協会の入会一本化をしていないところはズレが生じる。つまり組織率が低く見られる。今後報酬改定や制度改正の議論をしていく中で、組織率を上げることは非常に大事なこと。一致団結していく必要がある」と述べました。挨拶の内容は行政刷新会議の事業仕分けに関することや、居宅介護支援事業所の管理者研修、支部と本部の事務局体制強化など多岐に渡り、「組織作り、データ作り、会員管理システムの構築をもう1回行いたい」と述べました。そして「これらのことを地域支部の会員に伝えるために、要請があれば全国選出理事の11名が日本中を回るので、ぜひ呼んでほしい」と呼びかけました。

★ 会長挨拶のあと、出席した支部長の中から兵庫県の中林弘明支部長が座長に選任され会議が進められました。協会の状況を皮切りに、老健事業等受託事業の進捗状況、介護報酬改定の検証、意見書・要望書の提出状況、大会や研修会のお知らせ、国で開催されている審議会や検討会の最新動向などの報告と質疑応答が行われた後、大きな課題である会費回収を含む「職能団体としての体制整備」についての協議が行われました。

★ 会議に先立ち大変タイトなスケジュールでしたが、都道府県支部にご協力を頂いた事前アンケートの集計一覧も資料として配布しました。内容は、第1回会議において推進をお願いした事項の確認（都道府

県の関係委員会への参画状況・例えば介護保険事業計画策定委員会への参画等や、会員相談窓口の設置状況、地域支部の市町村介護保険事業計画策定委員会や地域包括支援センター運営協議会への参画状況)、それに加えて会員(会費)確保の取組みについてです。他支部の状況などを参考にしつつ組織としてのあり方を議論するための参考にして頂き、具体例の発表と意見交換を行いました。

★ 議論の中では、日本協会の幅広い活動状況を再確認して頂き、これをもっと広めていく必要性が話し合われた一方で、「入会してもメリットがない」ことが原因で会員が減少しているという意見もありました。これについて木村会長は「どこへ行っても同じことを言われる。ではどうしたら良いのか。例えば今日の会議で報告したような情報が現場の介護支援専門員に伝わっていないからではないか。今日の協会活動の内容は各都道府県に持ち帰って、会員外の人にも話してほしい」と話しました。

★ 職能団体に参加することは、各種情報や研修参加など個人が直接的にメリットを受けると同時に、組織としての力の結果として得られる様々な成果が、個人や利用者にも反映されるという構図になるはずです。また、自分達のため利用者のためにどうしたら良いのかを、一緒に作り上げていく場でもあるはずです。例えば、送られてきた調査表に回答することもその一つです。現場の声を中央に届け制度に反映させていくには、その声が少数なのか、大多数を集約したものなのかによって、力の強さは当然違ってきます。

★ しかし、直接目に見えないメリットは確かに分かりにくいものです。このメルマガでは協会の活動状況を出来る限り細かく報告していますが、協会としてもさらに様々な方法で「もっと知って頂く努力」をしていきたいと考えます。各支部、地域でも一層のご協力をお願いいたします。

★ また支部長からは、「現在入会している人を逃がさないことも大事」、「会費自動引き落としを早く導入してほしい」という意見もありました。協会としては、新規入会を推進していることはもちろんですが、今回はまさに今在籍している会員さんの会費を確実に納めて頂くことを主眼に置いた話です。一人でも多くの会員さんと一緒に活動をしていきたいと願いますが、やむを得ず退会される場合は退会の意向(退会届)を示して頂かない限り、現在の日本協会のシステム上では会員としての籍がおかれたままになります。

★ 会費の有効期限は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間です。

会員の皆様には、所属支部の指定した方法で支部に会費を納入して頂き、都道府県支部は日本協会に納入者一覧とともに、毎年6月末までに納入して頂くことになっています。会費未納の方には都道府県支部から督促させて頂いているかと思いますが、速やかな納入をお願いいたします。

なお、退会される場合でもその年度に在籍している場合は会費が必要となります。ご留意のほどお願いいたします。

★ 冒頭で記載した通り、会費未納の方については目に見える会員サービスは順次ストップさせて頂く予定です。高橋副会長は、県支部を回ると「会費を納めた人も納めていない人も同じ恩恵を受けていることに疑問を感じている」と訴える声を聞いていることを話しました。

★ このメルマガも創刊時は普及や宣伝の意味もあり「転送大歓迎」を謳っていましたが、今後は原則として転送・転載をお断りする予定です。

支部長及び代理出席者からは、「メルマガを止めても会費未納会員は感じない」、「未納者にサービスを止めるのは賛成。各支部のホームページに貼りつけるのも明日からやめてほしい。これははじめだ。会員メリットがなくなるので皆さんにここで約束してほしい」、「このサービスを止める判断をどこでするのか。逆に都道府県で責任をもたないとタイムラグが生じて日本協会の信頼も落ちることになる。日本協会のメリットと言っても永遠の課題であり、都道府県、地域組織の役割を明確にしていけるように、大きな方針は日本協会から出してもらい、意見は地域、都道府県から出すという方向性をしっかりしておかなければいけない」などの意見がありました。都道府県によって事務局機能の状況にまだ違いがある実態も踏まえ、サービス停止の時期については各支部と協会側が確認をして対応することになりました。

★ この会議でやりとりされた結果は必ず支部に持ち帰って伝達して頂きたいため、支部長がご無理な場合は代理出席等で各支部から必ず出席されるように依頼し、44支部中37支部に出席を頂きました。

また、この日は都道府県支部ごとに日本協会では把握している会費納入状況等をお渡しし、未入金者への督促などに活用して頂くようお願いしています。支部ごとの事務局機能も考慮し、日本協会事務局と横の連携をとって進めることも提案しています。

2. 老健施設のリハビリ利用ガイドのご案内
3. 事務局 年末年始休業のお知らせ

★*:。★*:~———— 2009.12.28 ————No.98

1. 行政のうごき(3つのお知らせがあります)

・同居家族等がいる場合の生活援助の取扱いについて

★ 厚生労働省は都道府県の介護保険担当課長に対して、標記の通知を12月25日付で発出しました。同居家族等がいることのみを判断基準として生活援助の提供が一律、機械的にサービスに対する保険給付の支給の可否について決定することがないよう管内の市町村に周知徹底するように記載されています。この件については、これまでに2回事務連絡が発出されていますが、いまだに都道府県、市町村によって大きなバラツキがみられます。そのため今回の通知で再確認をして、今一度徹底するよう求めています。

★ 同日、山井和則厚生労働大臣政務官は記者会見で「同居家族がいるという理由により、ヘルパーなどの訪問介護サービスが利用できないという苦情が非常に多い」と指摘、「日中独居であるにもかかわらず、同居家族がいるためサービスが受けられない状況があった」とし、家族の不在時に日常生活に支障

が出る場合は訪問介護サービスを利用することができることを説明しました。

★ 厚生労働省は、利用者向けに訪問介護サービスの内容を紹介するチラシを作成し、市町村においての活用を促しています。このチラシでは、適切なケアプランに基づき生活援助が利用できるケースとして、次のことを挙げています。

- ① 利用者が一人暮らしの場合
- ② 利用者の家族等が障害や疾病等の理由により、家事を行うことが困難な場合
- ③ 利用者の家族が障害や疾病でなくても、その他の事情により家事が困難な場合（例えば、家族が高齢化して筋力が低下していて、行うのが難しい家事がある場合、家族が介護疲れで共倒れ等の深刻な問題が起きてしまうおそれがある場合、家族が仕事で不在の時に往くなくては日常生活に支障がある場合）

★ 介護支援専門員側からみれば、ケアプランは個々の利用者さんの状況に応じて作成するものであることは言うまでもありません。チラシには担当の介護支援専門員へ相談することも促されていますので、宜しくお願ひいたします！

★ 通知はこちらから

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000003fwn.html>

★ 訪問介護サービスにおける生活援助の考え方について、具体的なケアマネジメントツールを保険者と協力して作成している地域があります。

厚生労働省の過去の事務連絡や全国会議でも情報提供されていますが、川崎市介護支援専門員連絡会のホームページから確認することができますので、ご参考まで。

「ケアマネジメントツール～ケアプラン確認マニュアル～川崎版」

http://www10.plala.or.jp/caremaneco/caremanatoo101_00.pdf

- ・ 終末期医療のあり方に関する懇談会
- ・ 平成22年度政府予算案を閣議決定

2. 介護報酬の算定や指導監督におけるローカルルールについて

★ 介護報酬の算定に関して、保険者独自のローカルルールが確立されて加算の取得ができないケース、本来の趣旨とは違う指導監督が行われているケース等がありましたら、その市町村名および具体的事例を所属の都道府県支部までお知らせ下さい。

★ 日本協会からは都道府県支部に対して、「会員相談窓口」を設置して現場の声に対応して頂くようお願いしています。地域支部や都道府県支部が保険者や都道府県庁と対応しても改善しないケースについては、日本協会が厚生労働省と交渉し、解決していきます。

3. 当協会主催の大会、研修会のお知らせ

★:*. ★*:~———— 2010. 1. 4 ————No. 99
新年のご挨拶 会長 木村 隆次

★:*. ★*:~———— 2010. 1. 15 ————No. 100

1. 行政のうごき（高齢者医療制度改革会議）

2. 福祉用具事故情報

★消費者庁が公表した消費生活用製品の重大製品事故のうち、車いす（入浴用）、電動車いす（ハンドル形）に係るものがありますので、お知らせします。

★介護支援専門員の皆様には、下記の情報をご確認頂き、利用者さんが当該製品を利用されている場合において事故等の発生が防止されますようご理解・ご協力をお願いします。

★経済産業省 製品安全ガイド

【1月6日付 車いす（入浴用）】

【1月8日付 電動車いす（ハンドル形）】

★:*. ★*:~———— 2010. 1. 18 ————No. 101

1. 調査協力のお願ひ！
2. 行政のうごき（3つのお知らせがあります）
 - ・ 要介護認定の見直しに係る検証・検討会
 - ・ 全国厚生労働関係部局長会議より
 - ・ 中医協、平成22年度診療報酬改定の現時点での骨子とりまとめ

★:*. ★*:~———— 2010. 1. 25 ————No. 102

1. 平成22年度診療報酬改定パブコメ募集に対して意見提出
2. 行政のうごき（訪問看護支援事業に係る検討会）
3. 当協会主催 施設ケアマネジメントフォーラムのご案内（再掲） 1月30日開催！残席あります。

★:*. ★*:~———— 2010. 2. 2 ————No. 103

1. 行政のうごき（3つのお知らせがあります）
 - ・ 社会保障審議会介護給付費分科会 調査実施委員会（第3回）
 - ・ 中医協 平成22年度診療報酬改定における個別項目議論
 - ・ 介護保険下での訪問介護等に係る医療費控除の取扱い

★:*. ★*:~———— 2010. 2. 8 ————No. 104

1. 行政のうごき（3つのお知らせがあります）
 - ・ 中医協 医療関連職種とケアマネジャーの連携の評価を審議
 - ・ 要介護認定調査および審査会における留意事項について
 - ・ 介護保険制度に係る書類・事務手続の見直しに関する意見募集
2. 協会幹旋書籍のご案内

★:*. ★*:~———— 2010. 2. 12 ————No. 105

1. 行政のうごき（2つのお知らせがあります）
 - ・ 中医協答申 介護支援連携指導料は・・・
 - ・ 高齢者医療制度改革会議（第3回） 制度の運営主体を議論

『NAZONAZO&QUIZ』の答え

- ①椅子（いっす）・・・つまんねー!!
- ②いちご（たねがみえるから）・・・なるほど!!
- ③公民館・・・フムフム、勉強になりました。

秋田県介護支援専門員連絡協議会 各地区インフォメーション



県北地区介護支援専門員協議会

地区会長 福本 雅治（東恵園地域生活支援センター）
事務局 花田 優（東恵園地域生活支援センター）
TEL：0186-31-0100 FAX：0186-23-8030
地区会員 349名



【活動報告】

平成21年度、県北地区では計3回の研修を行いました。そのうち9月に大館市にて行われた「認知症の人の生きることへの支援」及び、11月に能代市で行われた「医療と介護の機能分担と連携」につきましては、秋田県介護支援専門員連絡協議会との共催という形で開催、他の地区の会員の方々からご参加頂き、大いに刺激を受けることができました。

また、特別研修として、7月には先進地視察研修で函館市内の「介護老人福祉施設函館百楽園」及び、「飯田内科グループ」の視察を行い、参加者一同、有意義な時間を過ごすことができました。

平成22年度も、中央・県南地区との更なる連携を図りながら、今まで取り組んできた実績を踏まえて、より質の高い活動を展開していきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い致します。



皆さんの声をお聞かせください！

広報部会では、より充実した内容を目指しています。皆様からのご意見、ご感想、お待ちしております。送り先は下記まで郵送、ファックスまたはE-mailにてお送りください。

（広報部会）

【送り先】秋田県介護支援専門員連絡協議会 事務局

Tel：018-864-2715 Fax：018-864-2702

E-mail: shisetsu@akitakenshakyo.or.jp



Column「常緑広葉樹」

冬の間、広葉樹の木々は、葉っぱを散らし何も身にまとわず、寒風にも平気な様子でじっと立っているように見えます。一方で暖かい地方には、冬になっても葉を落とさない常緑広葉樹という種類があるそうです。寒い地方の方が薄着なのは人間や動物と反対ですが、でも、木々の生態も十人十色かもしれません。あなたの家の近くの木は寒がりかもしれませんよ。

中央地区介護支援専門員協議会

地区会長：岩谷 淳志（ケアプランセンターてんのう）
 事務局：備後 文人（高齢者介護施設ぬくもり山王）
 TEL.018-824-7000 FAX.018-862-1713
 地区会員：318名 賛助会員：個人2名 団体2事業所



【活動報告】

当会には中央地区の他機関からの相談が寄せられることもあります。最近では、地域包括支援センター関係の相談が印象に残っています。

地域包括支援センターは、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントの業務を行うことになっております。ケアマネが担当している要介護状態の高齢者等に対する自立支援のためにも、地域包括支援センターとケアマネが連携することはとても重要です。両者に共通するのは、仕事で共通及び協働している面が多いということ、仕事の範囲が時には曖昧であること、制度改革に翻弄されてきたこと、多くの使命・任務を任されていることだと思えます。

しかしながら、双方のコミュニケーションが十分取れていなかったり、制度理解や利用者への認識や役割が不明確であったり、サービス提供や対応に支障をきたしているところもある、という相談もありました。相談内容の印象からですが、地域包括支援センターとケアマネが互いに大きな期待を寄せていること、今後も両者は地域ケアを担う上で重要なパートナーだとあらためて感じています。

県南地区介護支援専門員協議会

地区会長 佐々木 生久夫（羽後町高瀬居宅介護支援事業所）
 事務局 佐々木 尚敏（羽後町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所）
 TEL.0183-62-5313 FAX.0183-62-5314
 地区会員 325名



【活動報告】

県南3地区（大仙圏域・横手圏域・湯沢圏域）では、医師会とCMの連携について医師会との意見交換や、会員間での講習会（勉強会）など地域性を考慮しながらの独自にスキルアップを図る取り組みも行っています。県南地区と一言でいってもなかなか地域性等で抱える問題や、地域ケアへの取り組み等さまざま、改めて県南地区活動のこの会が持つ重要性を考える機会が多いこの頃です。



中央法規出版の月間ケアマネジャー5月号見てくれました???

購入してくれました???(在庫注文できますよ・・・)

写真や記事にあった熱～～い面々がそれぞれの地区で活躍していま～す。

県南4649!!

【お知らせ】秋田県健康福祉部長寿社会課

皆さんの地域で認知症サポーターの輪を広げましょう！

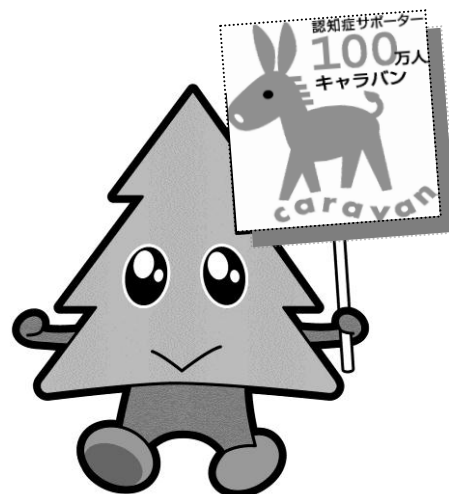
～認知症になっても安心して暮らせる地域をつくるために～

1 「認知症サポーター」を知っていますか？

- ◆ 認知症サポーターとは、認知症のことを正しく理解し、認知症の方とその家族の方々を支援する人のことです。サポーターの数は各市町村で、徐々に増えてきています。
- ◆ 認知症は、高齢になるほどその発症率が増えていく病気です。秋田県は全国よりも約10年早いスピードで高齢化が進んでいますので、今後も認知症の方々は増えていくと予測されます。
- ◆ したがって地域みんなで支えていくことが、ますます重要となります。

※各市町村のサポーター数については、次のホームページでご覧いただけます。

(<http://www.caravanmate.com/> 認知症サポーター100万人キャラバン)



2 皆さんも認知症サポーターになってください。

- ◆ 認知症についての誤解と偏見は依然として有り、他の人に知られないようにする傾向にあることから、早期発見・早期診断・早期治療の妨げになっています。
- ◆ 「認知症は他人ごとではなく、誰にでも起こりうる可能性がある病気である。」ということ、多くの方々が理解することが重要です。
- ◆ 要介護認定者の約50%に認知症の症状が現れていると言われています。介護支援専門員は、日常の活動を通して、認知症についての正しい理解と接し方を、利用者や相談者へ話すことのできる身近な存在です。
- ◆ 皆さんの地域での活動の幅を広げ、多くの方々と協力して認知症の方を支えていくためにも、是非、認知症サポーターになってください。

3 認知症サポーター養成講座Q&A

(1) 養成講座の内容は？

- ◆ 認知症についての知識(中核症状とBPSD等)、認知症の方への接し方などを、わかりやすく解説し、正しい理解を深めてもらう内容です。60～90分のカリキュラムで標準テキストなどを使用して解説します。

- ◆ 養成講座で認知症について説明する講師は、キャラバン・メイトと言います。各市町村において、多くの介護支援専門員の方々もキャラバン・メイトになっています。登録されているキャラバン・メイトについては市町村へお尋ねください。

(2) 受講できるのはどんな方？

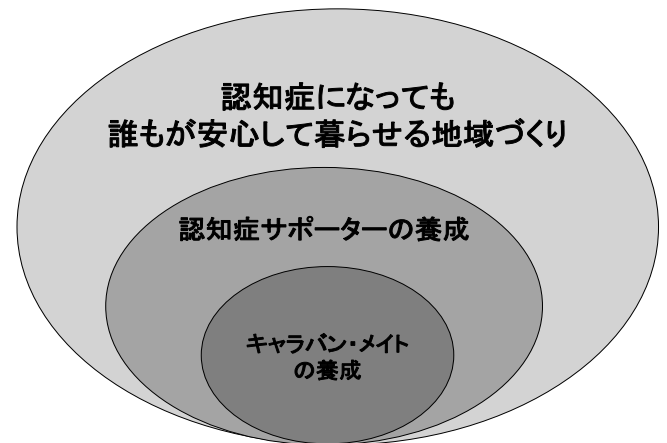
どなたでも受けることができます。各市町村で、さまざまな形で開催されています。

※受講している方々の例：

自治会、老人クラブ、婦人会、民生児童委員、保健推進員、銀行、小学校、中学校、高等学校、スーパー、コンビニ、タクシー会社、バス会社 等々。

(3) 養成講座はどこで開催していますか？

- ◆ 各市町村で開催しています。市町村役場が直接開催している市町村もあれば、地域包括支援センターが開催している市町村もあります。
- ◆ 詳しくは、市町村役場の認知症担当、又は地域包括支援センターへ連絡してみてください。



【問い合わせ先】

住 所 〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県庁 秋田県健康福祉部長寿社会課 介護保険班

TEL 018-860-1366

H P 美の国あきたネットURL <http://www.pref.akita.lg.jp/>

→ 健康・福祉 → 高齢者・介護・国保 → 介護支援専門員関連



Column 「好きな季節」

春夏秋冬のなかで一番好きな季節はどれか？とある利用者から聞かれました。私は「春」と答えましたが、その方は「冬」と答えました。その方の足は、一年中が冷えて痛みもあり、特に冬が一番こたえる季節なのですが、「冬の間は、春が待ち遠しく楽しみに思う気持ちになるが、春になるとすぐに梅雨や暑い夏がやってくるので、あまり楽しくない」とのこと。私が「でも、やっぱり春が好きなのですね。」と言ったら、その方は笑って「冬から春になる変わり目が一番好きだ」と話されました。

【お知らせ】秋田県長寿社会振興財団(LL財団)



◆ 平成21年度秋田県介護支援専門員実務研修受講試験について ◆

受験申込者、受験者及び合格者数 (平成21年10月25日実施)

受験申込者数	受験者数	合格者数	合格率
1,948人	1,834人	388人	21.2%

(参考)

	18年度	19年度	20年度
受験者数	1,613人	1,719人	1,757人
合格者数	325人	350人	347人
合格率	20.1%	20.4%	19.7%

①職種別				
	18年	19年	20年度	21年度
医師	1	0	0	0
歯科医師	0	0	1	0
薬剤師	1	2	0	2
保健師	5	6	5	2
助産師	1	0	2	1
看護師	31	34	30	28
准看護師	6	12	8	9
理学療法士	1	1	3	2
作業療法士	3	3	1	8
社会福祉士	8	13	13	12
介護福祉士	234	245	251	279
視能訓練士	0	0	0	0
義肢装具士	0	0	0	0
歯科衛生士	6	6	7	2
言語聴覚士	0	0	0	0
あん摩マッサージ指圧師 はり師・きゅう師	0	0	1	3
柔道整復師	0	0	0	0
栄養士 (管理栄養士を含む)	2	3	2	3
精神保健福祉士	2	2	2	5
相談援助業務	22	14	12	15
介護等業務	2	9	9	17
計	325	350	347	388

(人)

②地域別(勤務先による)				
	18年	19年	20年	21年
県北	76	90	88	99
中央	151	151	147	163
県南	98	109	112	126
計	325	350	347	388

(人)

③性別				
	18年	19年	20年	21年
男性	83	90	85	103
女性	242	260	262	285
計	325	350	347	388

(人)

④年代別				
	18年	19年	20年	21年
20代	90	79	101	88
30代	100	119	109	149
40代	77	99	83	89
50代	52	47	49	56
60代	6	6	5	6
70代	0	0	0	0
計	325	350	347	388

(人)

事務局便り

◆ 理事会 ◆

○NPO法人化の会員説明と今後のスケジュールについて

全会員へNPO法人化への移行についての趣旨説明や日程等の予定を地区単位で送付し理解を得ていきたい。

臨時総会を3月28日（日）13:00～（於；県社会福祉会館10階大会議室）開催予定。

《議題について》

平成21年度事業報告及び決算について

秋田県介護支援専門員連絡協議会の解散について 等

◎ 研修部会 ◎

『介護予防支援指導者研修・介護予防支援従事者研修について』

11月21日（土）東京にて、介護予防支援指導者研修が開催され、本会より3名を派遣しました。これを受け、県より「介護予防支援従事者研修」事業を受託し、12月3日（木）県社会福祉会館にて実施しました。午前、午後の2回に分けて行い、受講者数は延べ264名でした。受講者の皆さんからのアンケートをもとに次回実施時の内容等を検討しています。

『講師バンクについて』

LL財団等からの情報を基に現在作成中です。
（やや難航気味・・・）

『その他』

本会独自の研修体系の検討と確立。県からの事業受託を含めた研修の実施、そのための体制整備等を検討中です。

◎ 調査・研究部会 ◎

今期は時期改定に向けて提言できる資料作りを目的とし、活動を行うこととしました。介護保険制度改正により居宅系介護支援専門員に対しては、満足とはいかないまでも介護報酬のアップが行われました。しかし、施設系介護支援専門員に対しての評価が行われませんでした。そこで、今年度の事業として、施設系介護支援専門員に対してのアンケート調査を実施いたしました。調査を実施して、兼務や不規則な勤務実態、ケアマネジメントの関与も施設による差異が生じていることが分かりました。また、協議会活動に対しても魅力が少ないと感じておられる方が多いと感じました。

今後は、アンケートに協力してくださった皆様の声を無駄にしないためにも、施設系介護支援専門員が、介護報酬も含め専門職として確立される活動ができるよう、提言して参りたいと思います。

◎ 広報部会 ◎

広報部会での話題として、広報をもう少し呼びやすい名称へ変えてみたら・・・となりました。○便り・○○通信 etc ご意見ございましたら事務局までお知らせください。

◎ 相談部会 ◎

各地区相談員を推薦していただき、新たに設置となりました。今後地区相談員の研修等を行い、会員の相談に対応して参りたいと思いますので、よろしくお願いたします。

呑み屋横丁 式軒目

～ 秋田東通界隈のこ洒落た店～

秋田駅東口から横山金足線に向かう通り沿いにこの店はある。まず入口を開けて「いらっしゃい」の大きな声、若いマスターの活きの良さだ。10人ほどで満席になるカウンターがマスターを取り囲む。おすすめは、旬なお造り、朴葉でつつんだ蒸し魚、だし巻き卵など、いや「今日のおすすめ」を柔和なマスターに尋ねた方がいい。大皿料理を含めていろいろと紹介されるが、「おまかせ」でお願いしたくなる風情だ。一人呑みも気にならず、カップルもサラリーマンも話に盛り上がる。賑やかだが、大人の店だ。なお、トイレが大きくお洒落なのもいい。通った回数は少なくとも「いきつけの店」に加えたい。



＊ ＊ ＊
ここでは、『ちよっと一息』をコンセプトに、立ち寄った「とある呑み屋」の風景を紹介します。

～日本介護支援専門員協会 幹旋書籍のご案内～

◇コーチングを活用した介護予防ケアマネジメント◇

☆「利用者さんの意欲が引き出せない」「行動の後押しができない」「多職種と連携がうまく図れない」などで、悩んでいませんか？コーチングは、利用者さん自身の中にある答え、いわゆる望みなどを引き出す話術として注目されています。聴くだけでなく、提案も示した上で利用者さんにとって本当に自立支援になることを一緒に考え、アセスメントしましょう。

☆本書は、介護予防ケアマネジメントに活用できるコーチングスキルを紹介し、25の会話事例で実際の支援場面とポイントを提示。さらに、研修やグループ学習の運営のヒントとなる、演習の進め方、研修カリキュラム例等も掲載し、円滑な介護予防ケアマネジメント実践のヒントとなる1冊です。

★監修：辻一郎

（東北大学大学院医学系研究科公衆衛生学分野教授）

★編著：出江紳一

（東北大学大学院医工学研究科 副研究科長 教授）

鈴嶋よしみ

（東北大学大学院医学系研究科肢体不自由学科講師）

・体裁：B5判 126頁 ・発行元：中央法規出版

・会員価格：2,079円（定価：2,310円）、送料実費

・お申し込みはホームページの会員専用頁の申込書をご利用ください。（協会メールマガジン No104 より転載）

《 会員情報の変更をお知らせください 》

会員の方から、会報が届いていない等の声が届いています。引越した、転職したなど、会員情報（自宅住所、勤務先等）が変わっている可能性があります。会員情報変更の際は、「変更届け（所定の様式）」にて、ご報告願います。なお、様式につきましては、下記の所属する地区事務局までお問い合わせください。

- ・ 県北地区 花田 優 （東恵園地域生活支援センター）TEL. 0186-31-0100
- ・ 中央地区 備後 文人（高齢者介護施設ぬくもり山王）TEL. 018-824-7000
- ・ 県南地区 佐々木尚敏（羽後町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所）TEL. 0183-62-5313

第6号（発行日 平成22年3月1日） 年2回発行

発行 秋田県介護支援専門員連絡協議会

事務局 〒010-0922 秋田県秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉協議会内

Tel: 018-864-2715 Fax: 018-864-2702

E-mail: shisetsu@akitakenshakyō.or.jp

広報部会

長尾 良子（中央地区介護支援専門員協議会）

渡部 勝（県南地区介護支援専門員協議会）

袴田 光樹（県北地区介護支援専門員協議会）

米谷 恭一（中央地区介護支援専門員協議会）

岩谷 淳志（中央地区介護支援専門員協議会）

綿貫 哲（県南地区介護支援専門員協議会）